

特 別 決 議

我々は平成 20 年の全国町村長大会特別決議以来、全国の町村とともに道州制の導入には反対してきた。

戦後日本は、現在の都道府県の仕組みの中で世界でも類まれな高度成長をなしえてきた。この成長を支えてきた国、県、市町村のどこに問題があるのか十分な国民的議論を行うことなく進められることに危機感を覚えるものである。

検討されている道州制は道州と基礎自治体という二層構造を想定し、地域の実態や住民の意向を顧みることなく市町村の再編を強いることとなれば、我が国にとって重要な役割を果たしてきた多くの農山漁村の自治は衰退の一途を辿り、ひいては国の崩壊につながると思慮する。

少子高齢化、過疎化の現代社会にあって、農山漁村は住民の共助及び住民と行政の協働により地域を守り続けてきた。

これは、中山間で営みを続ける住民と行政とが必要に迫られ知恵を出し合い築いてきたものであり、都市部の論理と経済効率だけで語ることは決してできない。

道州制の推進によってこれまで築いてきてこのような仕組みそのものがすべて崩れていくことは自明の理であり、中山間地域が生き残る策が崩壊するのではないかと危惧する。今必要なのは、地域の多様性に応じた行政推進・自治の確立であり、そのための分権、権限移譲は必要である。

しかしながら、検討されようとしている道州は、地方分権の名を借りて新たな集権体制を生み出すことに繋がるものである。

経済活動の盛んな地域を有する道州では、既に整備されたインフラを活用することにより経済活動がますます活発化し、さらに税財源の移譲によってますます肥大化していくことが容易に想像される一方で、道州によっては財源の確保に窮余する道州も生じることは想像するに難しくなく、道州間での地域間格差は一層拡大していく。さらに、道州内においても中心部と周縁部の格差が広がり、人口の減少が著しい中山間地では住民自治そのものが消滅するであろう。

限界集落はやがて、人のいない地域と化し、国土崩壊の引き金にもなりかねない。

もとより、どの地域においても国民一人ひとりが安心して暮らすことのできる多様な姿に見合った多彩な市町村の存在こそが地方自治本来の姿であり、この国の活力の源泉であることを忘れてはならない。

よって、我々は、改めて道州制の導入に反対していく。

以上決議する

平成 25 年 3 月 26 日

第 6 6 回熊本県町村会定期総会